

平成 2 4 年 9 月 1 0 日
山 形 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（ツキノワグマ）－

1 出荷制限を受けた対応について

本県においては、ツキノワグマの解体処理施設がないことから、市場等に出荷及び流通する可能性はない。なお、県内全域のツキノワグマの捕獲を行う者に対し、県外を含め一切の出荷を行わないよう市町村や猟友会を通じて要請する。

2 出荷制限を踏まえた放射性物質検査の進め方について

環境省では、「特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン（クマ類編）」において、全国のツキノワグマの生息地を 1 9 の保護管理ユニットに区分している。1 9 ユニットのうち、山形県に生息するツキノワグマは、鳥海山地、月山・朝日飯豊、南奥羽の 3 つの保護管理ユニットに区分される。本県では、現在、保護管理ユニットごとにモニタリング検査を実施してきており、今後も 3 つの保護管理ユニットごとに検査を継続し、データを蓄積していく。

※〈鳥海山地保護管理ユニット〉

酒田市、新庄市、金山町、真室川町、鮭川村、遊佐町

※〈月山・朝日飯豊保護管理ユニット〉

鶴岡市、寒河江市、村山市、長井市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、舟形町、大蔵村、戸沢村、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町

※〈南奥羽保護管理ユニット〉

山形市、米沢市、上山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、最上町、高畠町

※三川町については、ツキノワグマが生息していないため、保護管理ユニットから除外する。